

行政常任委員会

令和7年9月26日（金）
午前10時00分開会

○南委員長 おはようございます。昨日に引き続き、委員会を続行いたします。

それでは、教育委員会の審査に入る前に、教育長から一言あれば、お願いいいたします。

○田中教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしくお願いいいたします。

議案第59号「令和6年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」につきまして、教育委員会に係る説明をそれぞれ関係課から説明いたしますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、担当課より、議案第59号の決算の説明をお願いいたします。

○柳田教育委員会教育総務課長 教育総務課です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第59号「令和6年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、教育総務課分を説明させていただきます。通知いたします。

決算書204ページ、205ページを御覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費で、支出済額237万1,098円、不用額は6万6,902円です。主な支出は、1節報酬234万7,098円で、教育委員の4人分の委員報酬でございます。

次に、2目事務局費で、支出済額2億2,576万5,267円、不用額は1,032万2,733円です。1節報酬は、支出済額3,054万5,948円で、主なものは、次ページ、206ページ、207ページを御覧ください。

会計年度任用職員17名及びALT2名分の報酬3,007万6,348円です。不用額125万6,052円は、会計年度任用職員の報酬が見込みを下回ったことが原因でございます。

次に、2節給与等の人物費等につきましては、総務課より説明がございましたので、割愛させていただきます。

7節報償費は、支出済額52万円で、学校安全総合支援事業アドバイザー謝金32万円が主なものでございます。

10節需用費、支出済額1,672万4,718円で、主な支出は、消耗品費1,419万7,867円で、児童・生徒用の授業支援ソフト及びウイルス対策ソフト641万3,550円と小学校の教科書及び指導図書の購入667万178円が主なものです。不用額100万8,282円は、事務局の光熱水費が見込みを下回ったためでございます。

11節役務費は、支出済額157万2,689円で、庁舎別館及び矢浜教職員住宅の浄化槽保守点検等手数料や樹木剪定・除草手数料などです。

次ページ、208ページ、209ページを御覧ください。

12節委託料は、支出済額1,601万5,560円で、スクールバス3台分の運行委託料が主なものです。なお、不用額103万3,440円は、補正予算でも説明をさせていただきましたが、学校のネットワークの整備委託料が不要になったことによるものです。

13節使用料及び賃借料は、支出済額1,523万1,074円で、主なものは、学校ＩＣＴ環境機器借上料1,499万5,200円で、校務用のパソコン等の借上料でございます。

14節工事請負費は、支出済額1,345万3,000円で、九鬼小学校及び古江小学校の旧職員住宅の除却工事費です。不用額315万7,000円は入札差金です。

18節負担金、補助及び交付金は、支出済額4,211万2,042円で、自治体国際化協会負担金や日本スポーツ振興センター共済掛金、同センターの共済給付金、次ページ、210ページ、211ページを御覧ください。

下段になりますが、児童・生徒給食費給付金として3,733万8,920円を支出しております。本事業には、三重県のみえ子ども・子育て応援総合補助金1,200万円と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,247万3,140円を充當しております。本給付金により、児童・生徒813名分の給食費を無償化いたしました。なお、不用額159万2,958円は、給食費の給付金が当初の見込みを下回ったというものでございます。

続きまして、3目奨学資金貸付金です。支出済額は261万4,069円、不用額は931円です。事業の詳細につきましては、柳瀬主幹より報告いたします。

○柳瀬教育委員会教育総務課総務係主幹兼係長 主要施策の成果及び実績報告書

の 87 ページを御覧ください。通知いたします。

奨学資金貸付事業について御説明いたします。

まず、事業の目的は、高校、大学等へ進学する生徒・学生で学資の十分でない者に対し、奨学金を貸与し、卒業後社会に貢献させることを目的としております。

事業の内容につきましては、勉学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高校・大学等への進学が困難な方で、尾鷲市奨学資金貸与選考委員会での選考を経て承認された方に奨学金を貸与しております。

経費内訳は記載のとおりで、令和6年度は大学2名、高等専門学校1名の3名の新規貸付と継続貸付6名の合計9名に、258万円を貸与しました。

事業成果としましては、高校、大学等へ進学する生徒・学生に対して奨学金を貸与することにより、保護者の経済的負担を軽減し、適切な修学環境の整備を図ることで、次代の社会を担う人材育成のための機会を保障することができたと考えております。

財源内訳は、全て奨学資金貸付金返還金でございます。

奨学資金貸付事業の説明は以上でございます。

○柳田教育委員会教育総務課長 それでは、続きまして、2項小学校費を説明させていただきます。通知させていただきます。

決算書210ページ、211ページにお戻りください。

1目学校管理費、支出済額1億5,538万4,495円、不用額は1,200万9,505円です。

1節報酬は、支出済額5,236万1,548円で、校医及び薬剤師と会計年度任用職員43名分の報酬です。不用額177万6,452円は、会計年度任用職員の退職により見込みを下回ったことが原因でございます。

10節需用費は、支出済額5,038万9,659円で、授業用事務用品や給食に係る消耗品など、1,160万4,888円、光熱水費2,598万3,272円、修繕料は学校維持に係る修繕料756万2,211円です。主なものといたしましては、尾鷲小学校の電源工事や浄化槽のプロア修繕などでございます。なお、不用額650万3,341円は、光熱水費等が見込みを下回ったことによるものです。

次ページ、212ページ、213ページを御覧ください。

11節役務費は、支出済額940万5,853円で、浄化槽保守点検等手数料516万400円をはじめ、火災報知機点検手数料、給食用昇降機点検手数料などございます。不用額52万3,147円は、プールのろ過装置の点検手数料がなど

が見込みを下回ったためです。

12節委託料は、支出済額258万9,469円で、児童心臓検診委託料のほか、電気保安業務委託料が主なものでございます。

次ページを御覧ください。214ページ、215ページです。

13節使用料及び賃借料は、支出済額190万7,127円で、各校の複合機使用料及びインターネット使用料などです。

14節工事請負費は、支出済額504万6,800円で、矢浜小学校の給食搬入路の新設工事となっております。

17節備品購入費は、支出済額1,476万3,941円で、尾鷲小学校体育館スボットクーラー745万8,000円、矢浜、向井小学校の給食用のコンテナ181万5,000円、また、持ち出し用のAED67万9,932円などでございます。不用額209万9,059円は、給食センターの備品購入等が見込みを下回ったためです。

次に、2目教育振興費です。支出済額は467万4,361円で、不用額は106万9,639円です。

7節報償費から13節使用料及び賃借料までは、ふるさと教育支援事業及び子どもの学びと育ち育成支援事業に係る費用ですので、後ほど主要施策を基に説明をさせていただきます。

19節扶助費は、支出済額307万8,917円で、学用品費、特別支援教育就学奨励費でございます。認定児童の数は116名、特別支援が4名でございます。不用額73万7,083円は、当初見込みを下回ったことが主な原因でございます。

それでは、ふるさと教育支援事業及び子どもの学びと育ち育成支援事業につきましては、小学校分と中学校分を合わせまして、西川主幹より報告させていただきます。

○西川教育総務課主幹兼係長 88ページを御覧ください。通知いたします。

ふるさと教育支援事業について御説明いたします。

まず、事業の目的は、子供たちが、ふるさと尾鷲に愛着を持ち続けるため、地域の人々の考え方や生き方から学んだり、自然や景観、歴史、伝統文化の体験など、郷土愛を育むふるさと教育を充実させることを目的としております。また、市長と中学生の懇談会を市制70周年記念事業として開催いたしました。

事業の内容につきましては、地域の方々や様々な分野の達人を活用し、尾鷲の自然や景観、歴史、伝統文化などに触れる体験学習や地域教材について学ぶ「ふるさ

と教育」を充実させるなど、記載のとおりでございます。

経費内訳は記載のとおりで、小学校分が、講師謝礼、消耗品費、業務委託料、バス等借上料で計119万1,000円。中学校分が、報償費、消耗品費、通信運搬費、バス等借上料で計59万1,000円となっております。

事業成果としましては、小学校では鈴鹿サーキットでの体験プログラムに参加し、本田技研工業株式会社で自動車生産などについて学ぶことができました。関係各課と連携した事業や、講師を招いての自然体験学習などで、地域の自然・歴史・食文化についての理解を深め、ふるさと教育を通じて地域の方々と交流を深めるとともに、地域を大切にする気持ちを育むことができました。

中学校では、ふるさと産業体験活動、地域と連携したふるさとキャリア教育の実施や職場体験等を通じて、地域内外の産業を学ぶとともに、働く意味や意義に触れることができました。

また、小中学校で地元食材のブリ、マダイを活用した給食を提供することで、食育を推進することができました。

市制70周年記念事業として実施した市長と中学生とのまちづくり懇談会には、尾鷲高校の生徒にも参加してもらい、積極的なまちづくりの議論ができました。

財源内訳は、全てふるさと応援基金繰入金でございます。

続きまして、次の89ページを御覧ください。

次に、子どもの学びと育ち育成支援事業について御説明いたします。

まず、事業の目的は、新しい教育ビジョンの基本理念である「未来を拓き、次代のおわせを担う人財の育成」のために、子供が自ら学べる環境づくりと学校教育の充実を進めることを目的としております。

事業の内容につきましては、学級満足度調査（Q-U調査）を活用した児童・生徒が安心して学ぶことができる環境づくりの推進と、小学校6年生で漢字検定、中学校2年生で英語検定を受験することで、子供たちの学習意欲の向上と学力の向上を図るものです。

経費内訳は、小学校が報償費、消耗品費、漢字検定受験手数料など計40万4,000円。中学校が消耗品費、英語検定受験手数料で計62万5,000円です。

事業成果としましては、各学校において、Q-U調査を活用した学級のデータ分析を行い、課題解決に向けての取組を進めるなど、P D C Aサイクルを意識した学級経営に役立てることができ、また、一人一人の子供の思いを把握し、個別に悩みを聞くなどの対応や、いじめ等の諸問題に対しての未然防止の取組などにつなげる

ことができたと考えております。

また、小学校 6 年生で漢字検定 5 級、中学校 2 年生で英語検定 4 級を受験し、合格を目指と位置づけて取り組むことで、子供たちの学習意欲の向上を図り、基礎学力の底上げにつなげることができたと考えております。

財源内訳は、全てふるさと応援基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。

○柳田教育委員会教育総務課長 続きまして、3 項中学校費の説明をさせていただきます。通知いたします。

決算書 214 ページ、215 ページにお戻りください。

1 目学校管理費、支出済額 7,634 万 813 円で、不用額は 639 万 8,187 円です。

次ページ、216 ページ、217 ページを御覧ください。

1 節報酬は、支出済額 1,642 万 9,335 円で、学校医と薬剤師及び会計年度任用職員 15 名分の報酬で、不用額 117 万 8,665 円は、会計年度任用職員の退職により、見込みを下回ったためです。

10 節需用費は、支出済額 2,130 万 3,940 円で、授業用事務用品などの消耗品費、光熱水費をはじめ、修繕料 287 万 5,154 円は、尾鷲中学校のプールの修繕、輪内中学校の図書室のエアコン修繕などでございます。不用額 305 万 1,060 円は、光熱水費が見込みを下回ったことによるものです。

11 節役務費は、支出済額 298 万 1,285 円で、通信運搬費や浄化槽保守点検等手数料 184 万 500 円などです。

次ページ、218 ページ、219 ページを御覧ください。

12 節委託料は、支出済額 548 万 6,819 円で、中学校への給食配送業務委託料 308 万円のほか、各種検診委託料やエレベーター保守点検業務委託料が主なものです。

13 節使用料及び賃借料は、支出済額 188 万 3,191 円で、複合機使用料 39 万 3,351 円、給食配食に係る車両のリース料 124 万 2,820 円などです。

14 節工事請負費、支出済額 1,511 万 7,300 円は、尾鷲中学校屋内運動場のバスケットゴールの更新及び輪内中学校屋内運動場のトイレの改修工事です。なお、輪内中学校のトイレ改修事業には、国の学校施設環境改善交付金 173 万 7,000 円が充当されており、補助率は 3 分の 1 です。

17 節備品購入費は、支出済額 652 万 4,648 円で、尾鷲中学校の机、椅子

478万7,640円、輪内中学校の調理室の空調購入などが主なものでございます。なお、尾鷲中学校の机、椅子には、みえ森と緑の県民税市町交付金を100%充当していただいております。

18節負担金、補助及び交付金は、支出済額41万3,391円で、郡市大会等への選手の派遣に係る補助金です。不用額の107万4,609円は、選手派遣費補助金が見込みを下回ったことが主な要因です。

次に、2目教育振興費です。支出済額は681万3,332円で、不用額は144万668円です。

10節需用費は、支出済額89万4,677円で、クラブ活動に係るバトミントンのシャトル等の消耗品のほか、学級の状況を調査するQ-Uアンケート用紙の購入などです。

次ページ、220ページ、221ページを御覧ください。

11節役務費、12節委託料は、主要施策を基に、先ほど小学校費とともに合わせて説明をいたしましたので、割愛をさせていただきます。

19節扶助費の支出済額511万2,825円は、学用品費、特別支援教育就学奨励費で、認定生徒は80名、特別支援が4名です。不用額89万9,175円は、学用品費等の扶助費が見込みを下回ったものです。

以上が、教育総務課に係る決算の説明です。なお、資料といたしまして、教育委員会会計年度任用職員の人事費についてをおつけしておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上です。

○南委員長 ありがとう。

引き続き、生涯学習課長、お願いいいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長 それでは、生涯学習課に関する決算につきまして、御説明いたします。

9款教育費、4項社会教育費につきまして、予算現額2億1,699万3,000円に対し、支出済額1億8,764万8,577円、翌年度繰越額2,069万円、不用額865万4,423円でございます。

1目社会教育総務費は、予算現額9,215万円に対し、支出済額6,904万4,781円、翌年度繰越額2,069万円、不用額241万5,219円です。

人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

支出の主なものといたしましては、次ページ、222、223ページを御覧ください。

7節報償費203万8,937円のうち、178万9,237円は、放課後子ども教室推進事業「いきいき尾鷲っ子」のコーディネーターや講師等に係る報償費などで、記念品代他は二十歳のつどい記念品でございます。

10節需用費、107万4,233円は、主に市制70周年記念事業であるクップ特別全国大会に係るノベルティー等啓発物品ほか関連消耗品費です。

12節委託料1,665万9,037円のうち、主なものは、市制70周年記念演奏会委託料が434万9,037円、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命工事実施設計業務委託料の前払い金が886万円などでございます。

それでは、子育てを支えあう環境づくり事業、放課後子ども教室推進事業について、主要施策の成果及び実績報告書にて、担当係長の苦谷から説明いたします。

○苦谷教育委員会生涯学習課生涯学習係主幹兼係長 それでは、御説明いたします。

主要施策の成果及び実績報告書の90ページを御覧ください。通知いたします。

まず、子育てを支えあう環境づくり事業について御説明いたします。

本事業は、地域における子育て支援に関わる団体や地元事業者などとの連携の下、本市ならではの特色を生かした地域ぐるみの子育て支援として、子育て世帯が親子で楽しめるイベント、「子育てHAPPY DAY」を開催するものでございます。

昨年度は、三つのイベントを開催し、中央公民館をお化け屋敷とした「夏休みホーラーナイト&ハッピーナイト」に71組、230名、地域のお仕事を体験する「HAPPYワーク in やんにやん王国」に244名、中村山でお花見をする、「親子でお花見縁日 in 中村山」に保護者を含めた362名の参加がありました。

事業費は、13万5,000円、全て一般財源でございます。

続きまして、92ページを御覧ください。

放課後子ども教室推進事業について御説明いたします。

本事業は、放課後等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりを進めるとともに、本市の自然や文化に触れながら、様々な講座を実施することにより、学校外での学習を深める機会を創出し、子供たちの自ら考える力、豊かな心を育てるものでございます。

事業内容といたしましては、企画運営に当たるコーディネーターを配置し、小学生を対象に、土曜日や夏休みなどに地域の方々が講師となり、自然・文化体験や工

作など、様々な講座を実施しております。昨年度は、計26講座、38回開催し、982名の子供たちに参加いただきました。

事業費は、206万5,000円で、財源内訳は、県支出金として、放課後子ども教室推進事業補助金が137万6,000円、一般財源が68万9,000円でございます。

説明は以上でございます。

○世古教育委員会生涯学習課長 それでは、決算書の222、223ページにお戻りください。通知いたします。

次に、2目公民館費でございます。予算現額2,360万1,000円に対しまして、支出済額2,124万6,351円、不用額235万4,649円は、主に中央公民館の光熱水費が見込みを下回ったためでございます。

支出の主なものといたしましては、次ページ、224、225ページを御覧ください。

10節需用費789万3,047円のうち、主なものは、中央公民館等の光熱水費として643万7,267円。修繕料101万5,861円は、中央公民館照明取替え修繕や浄化槽送風機取替え修繕などでございます。

11節役務費286万9,478円のうち、主なものは、浄化槽保守点検等手数料240万4,100円でございます。

12節委託料588万1,480円のうち、主なものは、中央公民館警備業務委託料374万円でございます。

それでは、公民館事業につきまして、主要施策の成果及び実績報告書にて担当係長の苦谷から説明いたします。

○苦谷教育委員会生涯学習課生涯学習係主幹兼係長 それでは、御説明いたします。

主要施策の成果及び実績報告書の94ページを御覧ください。

公民館事業について御説明いたします。

本事業は、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行い、市民の教養の向上、健康増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するための事業でございます。

事業内容といたしましては、定期講座7講座、6サークルに延べ2,634名が受講し、活動の発表の場としての中央公民館文化祭に359名、市民文化展に延べ722名が来場されました。

市民ニーズに応じるため、「夜ヨガ講座」、「手作りみそ教室」などを開催。また、家庭教育支援講座として、親子、家族で一緒に参加する「親子ヨガ」、「ベビーマッサージ」、世界遺産登録20周年を迎えた熊野古道に関する講座、「おわせ郷土学講座」を開催し、新たな利用者の参加を目指すとともに、市民の生涯学習の機会の創出を図りました。

事業費は31万7,000円で、財源内訳は全額その他特定財源、ふるさと応援基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。

○世古教育委員会生涯学習課長 決算書の226、227ページにお戻りください。通知いたします。

3目天文科学館費でございます。予算現額581万1,000円に対しまして、支出済額554万94円、不用額27万906円でございます。

支出の主なものといたしましては、10節需用費84万7,941円で、主なものは天文科学館のロビーのエアコン等の修繕料で45万5,400円でございます。

次に、4目図書館費でございます。予算現額2,532万円に対しまして、支出済額2,442万2,393円、不用額89万7,607円です。

次ページ、228、229ページを御覧ください。

支出の主なものといたしましては、13節使用料及び賃借料165万3,487円のうち、図書館システム使用料130万2,180円などでございます。

17節備品購入費259万3,813円は、一般向け1,036冊、児童向け390冊、コミュニティーセンタ一分65冊の図書購入費でございます。

次に、5目文化財保護費でございます。予算現額438万5,000円に対しまして、支出済額250万5,281円、不用額187万9,719円です。

支出の主なものといたしましては、次ページ、230、231ページを御覧ください。

14節工事請負費187万1,100円で、熊野古道八鬼山越えにおける八鬼山第三橋整備に係る工事請負費です。

21節補償、補填及び賠償金における不用額100万円は、熊野古道周辺の林業作業者に対する熊野古道歩行者の安全確保に要する経費の補填費ですが、該当する施業がなかったことによるものでございます。

次に、6目郷土室費でございます。予算現額790万1,000円に対しまして、支出済額776万4,948円で、不用額は13万6,052円です。

支出の主なものといたしましては、12節委託料114万9,500円は、尾鷲組大庄屋文書等の貴重な古文書文化財をはじめ、収蔵資料を害虫などから守るための薰蒸作業に係る委託料でございます。

次に、7目少年センター費でございます。予算現額567万2,000円に対しまして、支出済額532万5,539円で、不用額34万6,461円です。

支出の主なものといたしましては、次ページ、232、233ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金54万3,878円は、尾鷲市少年指導員の会への青少年非行防止活動事業補助金、青少年育成町民会議5団体への青少年育成地域活動事業補助金、地域間交流活動推進事業補助金は、尾鷲市青少年育成市民会議への補助金となっており、関係機関と連携した啓発活動の取組や少年センター職員によるパトロール巡回などを実施しております。

次に、8目文化会館費でございます。予算現額5,215万3,000円に対しまして、支出済額5,179万9,190円で、不用額は35万3,810円でございます。

支出の主なものといたしましては、10節需用費、修繕料539万7,700円で、主なものは、空調設備等の制御におけるローカル制御機器修繕などでございます。

12節委託料4,621万9,000円は、公益財団法人尾鷲文化振興会に委託している市民文化会館の指定管理料でございます。

続きまして、5項保健体育費でございます。予算現額7億809万9,000円に対し、支出済額3億8,000万2,083円、繰越明許3億1,802万円、不用額1,007万6,917円です。繰越明許費は、令和7年第1回定例会にて繰越しをお認めいただいた国市浜公園野球場建設工事に伴う工事請負費でございます。

1目保健体育総務費は、予算現額3,420万4,000円に対し、支出済額3,298万5,262円、不用額121万8,738円でございます。

支出の主なものといたしましては、次ページ、234、235ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金699万9,904円で、主なものは、紀北健康センター利用料負担金589万9,300円は、紀北町のプール施設を町民と同額で尾鷲市民が利用できるよう、紀北町に支払われる負担金であり、令和5年度までは補助金として市民に支払っていたものを、令和6年度から負担金に変更したもの

でございます。

不用額 91万96円につきましては、三重スポーツフェスティバル参加者が見込みを下回ったこと及び他市町公営プールの利用が見込みを下回ったためでございます。

次ページ、236、237ページを御覧ください。

2目運動場管理費、予算現額 6億7,073万8,000円に対し、支出済額 3億4,425万6,551円、繰越明許費 3億1,802万円、不用額は 846万1,449円でございます。

支出の主なものといたしまして、12節委託料 1,317万400円は、国市浜公園野球場建設工事監理等業務委託料 278万2,000円、市営野球場解体工事に伴う家屋等調査業務委託料 157万3,000円、市営グラウンド等の運動場施設管理業務委託料 143万円、国市浜公園避難路地質調査に係る設計等業務委託料 650万5,400円でございます。

繰越明許費 1,692万円は、設計等業務委託料で、国市浜公園に係る避難路の設計積算業務委託でございます。

14節工事請負費 3億2,506万600円は、国市浜公園野球場造成工事 2億72万円と市営野球場解体工事 6,607万1,500円に係るもので、繰越明許費 5,826万9,100円は、国市浜公園野球場造成工事 5,085万6,200円と、国市浜公園のり面整備工事 741万2,900円に係るものでございます。

次に、3目屋内運動施設管理費でございます。予算現額 315万7,000円に対しまして、支出済額 276万270円で、不用額は 39万6,730円です。

支出の主なものといたしましては、次ページ、238、239ページを御覧ください。

12節委託料 220万円は、体育文化会館、武道場、本庁別館に係る警備業務委託料でございます。

議案第59号「令和6年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、生涯学習課に係る説明は以上でございます。よろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

教育委員会関連の決算の認定の説明は以上でございます。

御質疑等ある方は御発言をお願いいたします。

○西川委員 この決算にはあんまり関係ないと思うんですけど、開会日の日に、

南委員長が一般質問のような質疑をしましたね。それで、ちょっとそこで、生涯学習課の方が困っておられたので、答えは出たんですけど、ちょっと気になる名前が出たもので、私もちょっと調べてみました、十何名か。皆さん覚えていますよね。記憶にありますよね。

そのときに、役員の名簿も調べました。気になる名前が何人かあったんですけど。そして、その現在の職名、学識経験者となられていますけど、その方たちを見ると、元市役所のO Bなんですよね。何名かいらっしゃるんですよ。

学識経験者って書かれている以上、学識経験者とは何かと調べてみました。学識経験者とは、特定の分野において専門的な知識と豊富な経験を持ち、社会的にその見識が認められている人を指します。定義と特徴としては、学識経験者は、ある専門分野において学問的な知識を有し、実働的な経験を踏んだ専門家です。学問の知識だけでなく、実地での経験も重視されます。

ここからなんですよ、問題は。社会的に認められた業績や見識を持つことが求められ、単なる学者や研究者にとどまらず、実務経験を兼ね備えた人を指します。具体的には、大学教授、研究機関の研究員、企業の幹部などが該当しますって書いておるけど、メンバーはO Bなんですよね。

それで、学識経験者と有識者の違いとしては、有識者は特定の分野において広く物事を知っている人を指す、必ずしも学問的な知識には限られません。ところが、学識経験者は、より専門的な知識と経験を持つ人を指しますと定義されているんですが、なぜこういう振興会のメンバーに尾鷲市のO Bの天下り先のような人選をするんですか。ちょっと教えてください。

○南委員長　　ただいまの西川委員の質疑につきましては、一応決算の文化会館費の範疇ということでお答えをお願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長　　学識経験者につきましては、多分法律や制度等による定義等は恐らくなかろうかと思いまして、一般的な形で、それぞれの組織、あるいはそういった役職を必要とされるところで、それぞれ定義されているものかと思われます。

それはそれとして、こちらの役員の人選等につきましては、当然法人のほうの人事案件でございますことと、法人においてそのような判断がなされたものと解釈はしております。

○西川委員　　これ、1日どの程度の時間、拘束されるか分からんけど、6,600円の日当がついているんですよ。

もっとほかに学識経験者たる人が、人材が尾鷲市にはおらんのですか。なぜこういう尾鷲市のO Bを優先採用するような、あれ。私たちが口出しするところじゃないと思うんですけど、これちょっとあからさまにあたたないですか。

○世古教育委員会生涯学習課長 こちらの役員の報酬は、たしか1日6,600円ということで、尾鷲市の委員等の報酬における金額と同額となっておろうかと思います。そういう意味で、額につきましては、妥当な額かなと思われます。

人選の部分につきましては、やはり法人さんの方が地域でいろんな人材を探された中で、こういった方々を選ばれたものであろうと理解しております。

○西川委員 いや、偏っていませんかというの。尾鷲市のO Bの方が多いから。それはそこで選んだというんだったらいいですけど、ここも指定管理で尾鷲がお金出しておるところですよね。お金出しておるところであって、南委員がこれ質問せんかったら、質疑せんかったら、僕はこれ調べる気もなかつたんですけど、ちょっと気になりましたね。

これ、一般常識から言うたら、もっと学識経験者に、この学識経験者というところに引っかかるんですよ。たかがO Bでしょう。それをなぜ尾鷲市からお金を支払っているところに、こういう名簿が出された時点で、これ、学識経験者で持つていいけるかよというところをなぜ関与、そこまで関与できんのですか。

○世古教育委員会生涯学習課長 役員等の人選につきましては、市のほうから意見を申し述べるというような、権限を持って意見を申し述べることをする権限はございません。

ただ、役員につきましては、法人を所管する法律が、公益財団法人も、一般財団法人に公益認可が受けられた上で公益財団法人となるということで、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律というところに上限が定められてございます。

そちらにおきましては、特段、学識経験者という縛りもございませんし、どちらかというと、破産者になっていないとか、会社更生法の何か処罰を受けていないとか、あと、禁錮刑以上の刑を受けていない、そういう意味で、そういう要件がございまして、そういうものにも合致しない形であることと、また、法人の定款における定めにおいても、特段定款の中で有識者でなければならぬというような、そういうくくりが、そういう縛りがない中で、法律と定款に基づく適切な手続にものっとって任命されていると。

法人の中での位置づけが学識経験者という位置づけされている、そこに対する評価は様々、それぞれの方でいろいろあろうかと思うんですけども、市としまして

の法人の役員の認定ということにつきましては、適切なものであると考えております。

○西川委員 分かりました。もうこの定義に外れている方でも、何でも尾鷲市はもうやりたい放題なんですね。そういうことでしか納得できんもので。それでいいでしょう。

○南委員長 答弁、よろしいですか。

他にございませんか。

○仲委員 資料のところの令和6年度教育委員会会計年度任用職員の人事費という資料をいただいているんですけど、これに基づいて質問したいと思うんですけど、決算書は217ページかな。217ページの中学校費、学校管理費の報酬、多分、会計年度任用職員報酬に含まれていると思っているんですけど、また、間違いであれば御指摘ください。

資料は、中学校費の中学校部活動支援員4名ということで、最終配置人数も、6年度には4名活動されていたという実績なんんですけど、このことについて、支援員の、いうたら、対象クラブ名一つですね、それから、多分これ会計任用職員やもので、支援員の身分というのはどういうふうな感じなのかなという、身分の保障についてどうかということと、それから、支援員のクラブの、どういう時間帯でどのような支援を受けているかというのをざくっと教えていただきたいんですけど。

○柳田教育委員会教育総務課長 御質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃられるとおり、ページ数でいくと、216ページ、217ページ、決算書の1、報酬の部分の会計年度任用職員の報酬のところに、この部活動支援員の報酬が当たることと、あと、費用的には、8節の旅費の費用弁償のところに通勤費というところで、通勤のお金のほうが、この中に含まれておるというような状況です。

また、その費用に関しましては、時間当たり1,278円というような形で支給のほうをさせていただいております。

身分に関しましては、一般的には、介助員であったりとか、学校に関わる会計年度任用職員さんと同じような身分で当たられていることと、あと、この予算に関してなんですけれども、これに関しましては、国のほうも力を入れていただいておりまして、国3分の1、県3分の1、市3分の1という形で費用のほうを負担させていただいておるような状況でございます。

内容に関しましては、渡辺調整監のほうからお答えさせていただきます。

○渡邊教育総務課調整監 クラブ名ですが、尾鷲中学校と輪内中学校のほうで2名ずつ入っています。昨年度は、バレーと水泳が尾鷲中学校、それと剣道とソフトテニスが輪内中学校のほうに昨年度は入っております。

以上です。

○仲委員 これ多分、国の部活動地域移行という制度に基づいてやっておると思うんですけど、少なくとも国、県が3分の2出でておるということであれなんですか、多分これ、支援員の募集ということは、大変、中学校は苦労しておるんじゃないかと思うんですわ。

バレーと水泳と剣道、もう一つですね。ほかにはクラブ活動はどういうのがあるかというのは、僕も把握していないんですけど、例えば野球とか、いろいろあると思うんですけど。

身分保障は、会計年度任用職員ということで、多分時間帯については、放課後の話になると思うんですけど、休みとか。

今後、この方向について、教育長、どう思いますか、地域移行について。

○田中教育長 本当に学校長も含め、頭を悩ましているところです。部活動の数は変わらないのに子供たちが減ってきてているということで。ということは、教員の数も減っているわけですね。でも、部活動の数はえていない、変えられないと、いくら少なくともね。いろんな事情がありますから。

そうなると、つまり臨時職員には部活動の顧問は任せられませんね。放課後ずっとありますから。そうなると、正規職員が減ってくる中で、部活動の担当として、それを持ってもらえる人が少なくなってきて、例えば、多い数だと、大分多いとこ、陸上なんか多いんですけども、そこはもうみんな、以前の尾中事件のときから、部活動は複数で持つというふうになっておるんですけども、もう今のところ、相当多い人数でも1人しか配置できないと。

そうなると、2人するということになると、ほかの部活動で顧問がいないということになったり、それから、テニスなんかやと、各小学校でやらせてもらうときは、学校を離れる部活動というのがありますよね、尾鷲高校で水泳なんかは。そういうところなんかでも、人数をようけ配置できん。複数で行かなあかんところも1人で行く。

例えば尾鷲高校の水泳なんかやと、教頭先生に放課後行ってもらわないと、もう顧問として、できないと。だから、顧問がいないところに、学校外へ行かすということができんからね。

そういう点では、委員御指摘のように大変難しい状況で、僕も頭を悩ましているところで、先日も両校長と集まってもらって、どんなふうな道筋があるかをやっています。

ただ、これはうちとこだけやなしに、もうそんな指導員が潤沢におるだろうと思う都市のほうでも、もうやっぱり苦労しているそうなので、大変今ここは難しいなと。でも、ある程度解決していかないと、中学校は教科も事やけれども、部活動の顧問も設置できないというふうな状況が今、現実でございます。

○仲委員 教育長には、正直に話していただいたと思うんですけど、特に南部地域、東紀州地域が、教職員の正職員が少ないという状況が見えている中で、部活動の地域移行を進めようと。学校の先生、それは無理やものでという話の中で進めよう。

これ自体が僕は無理やと思うんですよ。県内でも、例えば四日市とか津とか、そういうところは、いろんな民間のスイミングクラブとか野球とかいろいろあるところは、それはそれなりにできると思うんやけど、熊野市は別にして、尾鷲、紀北とか、そういうところではかなり難しいなと思う中で、やはりこれは正職員の教師を増員すると。その中で、ある程度のクラブ活動の顧問ができる人材がいないかというような、やっぱり県教委への要望が、これはあってしかるべきやと思うんですわ。

このまま放置していくと、中学校でクラブ 자체ができないと。水泳においても、県大会がほぼなくなるという話も出ていますね。そういうようなことでは、やっぱり中学校までは義務教育なんですから、そこら辺は強い姿勢で、県の一見知事でもやっぱり話、県の教育長にも話すべきだと思うんですけど、教育長、どうですか。

○田中教育長 正規職員を増員するということも含めて、新規採用の採用条件とかいうか、やつも大分、大昔のままの状況でおることは確かなんですわ。

それで、僕、今年は大分そのことを県教委にも言うてきました、5市町の中で。そうしたら、5市町の中でも、「そうや」って言うてくれる教育長が何人か出てきました。それで、この前、論議をしまして、今度、来週の月曜日に、県の教育長をはじめ、教育委員、それから副教育長とかが、一連の人が年に1回だけ東紀州へ来てくれます。この尾鷲へ。そのときにでも、ちょっとそのことを言わせてくれということを人事監にも言うて、了解を得ていますので、ぜひその辺で尾鷲市、東紀州にやっぱり新採をしっかりと入れてくれということは訴えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

- 南委員長 よろしいですか。他にございませんか。
- 佐々木委員 決算書の235ページの紀北健康センターの負担金のところについてちょっと教えていただきたいんですけども、これは今まで、先ほどの説明で、令和5年度までは、尾鷲市の人を利用するとき、僕も何回か行ったことがあるんですけど、紙をもらって持っていくと、お金を戻してくれるという仕組みやったんですけども、これは6年度から、それは紀北町の人と同じ条件で尾鷲市の人も利用できるために、このお金を支払っているということなんでしょうか。
- 世古教育委員会生涯学習課長 すみません、こちらの負担金なんですが、負担金となる前は補助金という形で、補助金ですと、補助金を申請する個人が毎回プールに、実際にプールを利用して、その利用証明を持って、毎月ごと補助金申請をいただいて支給されていたと。
- その業務が、利用者にとっても煩雑でございますし、当然支給する側にとりましても、何百件という決定を随時していく形になりますので、そこが煩雑ですので、もうそこの部分を紀北町さんと調整いたしまして、向こうの会員になっている方、利用されている方の分につきましては、紀北町のプール施設でもってまとめた形で請求をいただくと。
- その形で、負担金の形で、個々人には、紀北町の窓口では、紀北町と同じ方と同額の料金を払っていただく形で、差額分をこれまで補助金で支払っていたものを負担金の形で一括して支払うというものでございます。
- 佐々木委員 そうしたら、この589万9,300円というのは、実際に尾鷲の人が利用した負担金というか、補助金ということでしょうか。
- 世古教育委員会生涯学習課長 そのとおりでございます。
- 南委員長 よろしいですか。
- 佐々木委員 はい、ありがとうございます。
- 南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 南委員長 ないようですので、教育委員会の決算審査を終了いたします。ありがとうございました。御苦労さまでした。
- ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時08分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

それでは、当行政常任委員会に付託になりました 13 議案の採決を行いたいと思います。

もう採決へ入ってもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 特に今回は議員間討論するような議案がなかったということですの
で、議員間討論は省略して、採決に入りたいと思います。

それでは、議案第 50 号「尾鷲市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の制定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第 51 号「尾鷲市議会議員及び尾鷲市長の選挙における選挙運動用自
動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の委員の挙手
を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第 52 号「尾鷲市犯罪被害者等支援条例の一部改正について」、原案
に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第 53 号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい
て」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第 54 号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい
て」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第 55 号「尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について」、原案に賛
成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第 56 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第 57 号「令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

議案第 58 号「令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、議案第 62 号「財産の取得について（学習用一人一台端末）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

次に、決算関連 3 議案の議決に入ります。

議案第 59 号「令和 6 年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長 全員認定。

議案第 60 号「令和 6 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長 挙手全員。挙手全員であります。

最後に、議案第 61 号「令和 6 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定すべきとする委員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○南委員長 挙手全員であります。

当委員会に付託されました 13 議案の議案につきましては、いずれも可決と認定すべきものと決しましたので、御報告いたします。

特に、委員長報告のほうは委員長に一任させていただいてもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長一任ということで報告をさせていただきます。

最後に、8月4日の委員会の最後のときに述べた管外視察の件でございますけれども、一応2人の委員さんから、人口減少対策で、人口が増えている南箕輪町はいかがでしょうかというので、それと、もう一人の委員さんからは、集客・交流施策で、道の駅を中心とした視察をしたいという、二つの意見が、私と事務局のほうへ意見がありましたけれども、ほかにないようでしたら、この二つを軸に、日程も含めて再度検討をさせていただきたいと思いますので。

○西川委員 私、津波タワー造るんだったら、四国の黒潮町も言っておるはずなんですけどね。

○南委員長 西川委員さんからの黒潮町の津波高34メーターやったかな、あれ。日本で一番高い津波が押し寄せてくるという予測されているところでございますけれども、一応1泊2日ということで予定を組んでおりますので、黒潮町のほうは相当厳しいなという感じでございますので、今回は見送りたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

(午前11時14分 閉会)